

各都立学校長 殿

## 抜粋版

3 教総総第 365 号  
令和 3 年 5 月 7 日

東京都教育委員会 教育長  
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)  
藤田 裕司

緊急事態宣言の延長に伴う都立学校の対応について (依頼)

(略)

### 1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応をしていく。

### 2 オンラインの活用・分散登校・時差通学

公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう時差通学を徹底するとともに、人流を抑制するためオンラインを活用した**分散登校を実施**する。

#### (1) 高等学校・中等教育学校・附属中学校

○始業・終業時刻の設定を工夫する。

○一度に集める生徒数は**全生徒数の 2 / 3 以下**とする。

(略)

### 3 児童・生徒等に対する指導

#### (1) 基本的な感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット (マスクの着用)

○毎朝検温、健康観察 (**体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養**)

○登校時の健康チェック

(登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認)

○教室等における密集の回避 (児童・生徒等同士の間隔を 1 m 以上確保)

○**30 分に 1 回以上換気**

○教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置 (校内環境の管理)

○**授業終了後は速やかに帰宅**する。

#### (2) 学習活動について

○感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(例) ・グループや少人数等での**話し合い活動**

・音楽における**歌唱**の活動や**管楽器** (リコーダー等) を用いる活動

・家庭科における**調理実習**

・体育における**身体接触**を伴う活動 (マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など)

・児童・生徒が対面で操作、顔を寄せ合い観察する**実験**や**観察**、**実習**

#### (3) 部活動について

○全ての部活動を中止とする。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。

- 大会等に参加する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、**生徒・保護者の同意書**を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として**14日前**から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、令和3年3月5日付2教総総第2566号添付の**別紙1**「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び**別紙2**「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を作成・管理する。なお、宿泊を伴う大会等に参加する場合については、別紙1を所管の学校経営支援センターに提出する。センターは内容を確認の上、指導部指導企画課に提出する。
- 大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、**緊急連絡先を把握**しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- 合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、行わない。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。
- 吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは、別途通知するまで実施しない。
- 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
  - ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は実施しない。
  - ・**プレー中以外はマスクを着用**する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は**昼食時間を避けて行う**など、感染症対策を徹底する。
  - ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、**部活動終了後は速やかに帰宅**する。
- (4) 学校行事について
  - 児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動は延期又は中止する。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を検討する。
  - 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、延期又は中止する。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。
- (5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底
  - 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
  - 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
  - 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。
- (6) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底
  - 放課後は速やかに帰宅する。生徒のみの会食やカラオケはしない。**
  - 不要不急の外出は避ける。(遊びに出ない。)**
  - 旅行はしない。
  - 不要なアルバイトは控える。

#### 4 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動を強くお願いする）

- (1) 家庭における感染症予防策の徹底
  - 一層の外出自粛。都県境を越える外出はしない。旅行や観光はしない。
  - 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
  - 毎朝検温、健康観察（**家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無**

**理せず休養** ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。)

- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒

(略)

#### 7 児童・生徒等への個別の配慮

- 特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。**
- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の**学習内容**や**課題**を伝えるなど個別に対応する。
- 令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・**生徒等の小さな変化を見逃さない**ようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。